

空き缶等ポイ捨て防止条例が制定されました。

昨年の第4回議会定例会において「知名町空き缶等ポイ捨て防止条例案」が可決され、7月1日より施行されます。知名町では空き缶等のポイ捨てを禁止します。

空き缶等とは、飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトル、その他の容器及びタバコの吸い殻、ガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類するもので、捨てられることによってごみの散乱の原因になるものです。

●自動販売機の設置者は「自動販売機設置届出書」を役場に提出し、「回収容器」を必ず備え付けてください

今回の条例により、自動販売機の届出と自動販売機の5メートル以内に回収容器を設置することが義務づけられました。現在、自動販売機を設置されている方または、新しく自動販売機を設置される方は、施行日の7月1日から60日以内に「自動販売機設置届出書」を保健福祉課に提出してください。

●条例で罰則を定めています。

- ・ポイ捨てをしてその行為の中止及び現状回復の指導、勧告に従わない場合、2万円以下の過料に処されます。
- ・自動販売機の届出及び回収容器の設置を行わないで、飲食物を販売し、その行為の中止及び指導、勧告に従わない場合、2万円以下の過料に処されます。



高額な外来診療を受ける皆さまへ

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う自己負担額が、1か月（暦月：1日から末日まで）単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」があります。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、入院される方については、「認定証」などの提示により、窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることが可能でしたが、外来診療では窓口負担が限度額を超えた場合でも、いったんその額をお支払いいただいていた。

4月1日からは、外来診療についても「認定証」などを提示すれば、自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。この取り扱いを受けるには、事前に「認定証」を入手していただく必要があります。認定証の交付手続きについては、ご加入の健康保険組合、協会けんぽ、役場保健福祉課（国民健康保険・後期高齢者医療制度）などにお問い合わせください。

高額療養費の詳しいことについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/gairai_sinryou

70歳～74歳の国民健康保険加入の皆様へ

70歳～74歳の方がお持ちの「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」は一部の方を除き、有効期限が3月31日までとなり切り替えが必要となります。以下の日程で保険証の交換を行いますので、現在お使いの保険証をお持ちになり字公民館へお越しください。

日程	字名	時間	字名	時間
3月27日 (火)	知名	9時20分～9時40分	下城	13時50分～14時00分
	屋子母	9時50分～10時10分	上城	14時10分～14時20分
	大津勘	10時20分～10時30分	久志検	14時40分～14時50分
	徳時	10時40分～10時50分	赤嶺	15時00分～15時10分
	住吉	11時00分～11時20分	竿津	15時20分～15時30分
	正名	11時30分～11時50分	余多	15時40分～15時50分
	田皆	13時00分～13時20分	上平川	16時00分～16時20分
	新城	13時30分～13時40分	下平川	16時30分～16時40分
3月28日 (水)	屋者	9時30分～9時40分	瀬利覚	10時40分～11時00分
	芦清良	9時50分～10時10分	小米	11時10分～11時30分
	黒貫	10時20分～10時30分		